

Title	中立船内の敵貨と敵船内の中立貨 (一)
Sub Title	
Author	板倉, 卓造
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.6 (1919. 6) ,p.724(60)- 736(72)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190601-0060

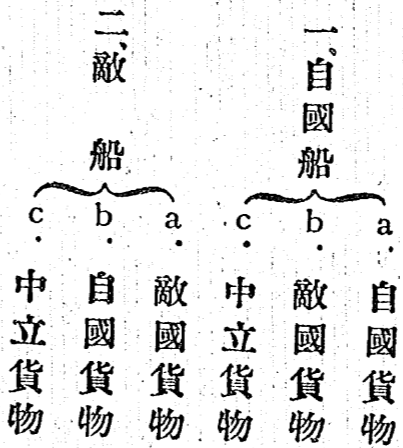
慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中立船内の敵貨と敵船内の中立貨(二)

板倉卓造

戰時海上に於て發見せらる可き私有財産は其國性(National character)に就き之を區別して凡そ左の種類の外に出づることある可からず。



而して海上捕獲權の目的として之を船舶に就て云はゞ自國船は國際法に於ける捕獲權の目的たることなしと雖も國內法に於て之を拿捕沒收する場合を規定することある可きは勿論なり。(註一) 敵船に至りては之を拿捕沒收せらる可きを以て原則となし或特定及び或特殊の種類の種類に就て例外として捕獲を免せらるゝことあるのみ。(註二)之に反して中立船は捕獲權の目的たることなきを以て原則とすと雖も或特定の場合に於て拿捕沒收せらるゝことある可し。(註三)

(註一) 我海戦法規は其第三十二條及び三十三條に於て敵と交通する帝國船舶は之を拿捕沒收す可きを規定し所謂敵と交通する帝國船舶とは敵地又は敵の陸海軍所在地を發航し若しくは之に寄港し又は到達する目的を以て航行するものを云ふこと同第三十條の規定する所なり。

(註二) 開戦の際、交戦國一方の商船が敵港内に在るときは該船舶に對し即刻又は相當の恩惠期間の後自由に出發することを許さる可く(開戦の際に於ける敵の商船取扱

に關する海牙條約第一條)又開戦前に最後の發航港を去り海上に於て遭遇したる際戦争を知らざりし敵商船は之を沒收せらるゝことなし(同上第三條)。専ら沿海漁業又は地方的小航海に用ゐらるゝ船、宗教、學術又は博愛の任務を帯ぶる船舶は敵船と雖も捕獲を免ぜらる可きこと捕獲權行使の制限に關する海牙條約第三、四條の規定する所なり。尙ほ敵の俘虜交換船も亦捕獲せらるゝことなきは古來の慣例の證する所なり。

(註三) 封鎖を侵犯したる中立船(倫敦宣言第十四條、第二十條、第二十一條)、禁制品の輸送に従事する中立船は拿捕せられ(同上第三十七條)若し其搭載する禁制品にして其額上、重量上、容積上又は運賃上全載貨の半數以上に上る場合には該船舶を沒收せらる可し(同上第四十條)。敵の爲めに軍事的幫助に従事する中立船は拿捕沒收せらる可きこと倫敦宣言第三章の規定する所にして又抑留臨檢及び拿捕の權利の合法なる行使に對し強力を以て抵抗する中立船も亦沒收せらる可きこと同第六十三條に規定する所なり。

更に捕獲權の目的として之を載貨に就て云はゞ其種類に左の區別ある可し。

- 一、 敵船内 自國貨物
- 中立船

- 二、 自國船内 敵國貨物
- 中立船

- 三、 自國船内 中立貨物
- 敵船

右の各場合に於て捕獲權の効果を檢するに(一)の場合に於ける自國船内の自國貨物は國際法に據る捕獲權の目的たる可きものに非ずして一に各國內法の規定する所に據て其處分を決せらるゝものと云はざる可からず。(註四) 敵船内及び中立船内の自國貨物に至りては捕獲法上、其拿捕沒收を免せらるゝも戰時禁制品のみは捕獲權の行使を免がるゝを得ず。

(註四) 我海戰法規第三十三條は敵と交通する帝國船舶内の載貨中、船舶所有者、船舶全部の備船者又は船長に關する貨物は之を沒收する旨を規定せり。

(二)の場合に於ては敵船内の敵國貨物は沒收せらるゝこと殆ど一般に行はるゝ

定例なれども自國船内の敵國貨物に就ては常に之を沒收するものと爲す國と特定の場合にのみ沒收するものと爲す國とあり。英國は前者に屬し日本は即ち後者に屬す。(註五) 中立船内の敵國貨物に至りては戰時禁制品を除くの外之を拿捕沒收す可からざること一八五六年の巴里宣言(Declaration de Paris, 1856)に規定する所なり。

(註五) 英國主義の最近の適例として三田學會雜誌昨年五月號拙稿「所謂治外法權國及び敵占領地に於ける住所」(二)中英船 Bunacs 號事件の判決例參照。日本の主義に於ては海戰法規第三十三條に敵と交通する帝國船舶内に搭載する敵貨は之を沒收する旨を規定し其沒收を敵と交通する自國船の場合に限りたるを見る可し。

(三)の場合に於ては中立船内の中立貨物、自國船内の中立貨物、敵船内の中立貨物を通じて戰時禁制品を除くの外、拿捕沒收せらるゝことなし。敵船内の中立貨物が捕獲權の目的たらざるは巴里宣言の特に規定する所なり。

以上捕獲權の目的としての海上私有財産の分類及び之に對する捕獲權の效果に就き現行國際法規の一般原則を概説したるものなるが右に掲げたる載貨に對する捕獲權の行使に就て古來最も多くの異主義を生じ且つ最も久しき變遷を経

て今日の確定法規を作るに至りしものは敵船内の中立貨物及び中立船内の敵國貨物に關する取扱原則に外ならず。而して其原則は巴里宣言の確認する所にし、て現に一般に遵守せられ日本は明治二十年三月これに加盟したり。即ち巴里宣言の四則中に列記して曰く

第二則 局外中立國の旗章を掲ぐる船舶に搭載せる敵國の貨物は戰時禁制品を除くの外之を拿捕す可からざる事(註六)

第三則 敵國の旗章を掲ぐる船舶に搭載せる局外中立國の貨物は戰時禁制品を除くの外之を拿捕す可からざる事(註七)

(註六) 2. Le pavillon neutre couvre la marchandise ennemi, à l'exception de la contrebande de guerre.

(註七) 3. La marchandise neutre, à l'exception de la contrebande de guerre, n'est pas saisissable sous pavillon ennemi.

余の本文は實に是等兩原則の巴里宣言に依て確認せらるゝに至るまでの各國の異主義と其變遷を明にするを以て目的とするものなり。

二

中立船内の敵國貨物及び敵船内の中立貨物を如何に取扱ふ可きやの問題は歴史上果して何時の頃より初まりたるやを知らず。有名なる *Histoire du droit maritime international* の著者たる *Hautefeuille* の説く所に據れば中世の初期には未だ此問題を生せず當時に在りては交戦國は中立船内の敵國貨物を搜索するの必要を感せず。りしものなりと云へり。而して彼の此説は何等典據たる可き文書に依て自ら之を支持すること能はずと雖も此時代の諸國の法規中此問題の存在したることを證す可きものなきが故に其起原は尙ほ後代ならざる可からずとて彼は之を伊太利諸共和國の對立時代即ち商業的競争時代に在りと断定し當時ビザ、ゼノア、ヴェニス等諸市の勢力は一に其商業に因りて維持せられたるものなるを以て其商業の衰頹は自ら國家の衰頹を意味せざるを得ず、之を以て是等の諸市の間には戦争絶ゆる暇なく互に敵の商業を絶滅することを以て其唯一の目的と爲したりしが是等の戦争に於て弱國は其海上に於ける自國の貨物を自ら保護すること能はざるに鑑み之を中立船舶に搭載して安全に輸送するの手段に依て其商業の一部を救済せんことを企畫するに至りたると同時に敵國は對手國の此新手段に應ず

る爲めに其一切の努力を盡さんとするの結果、其目的を達す可き唯一の手段として對手國の貨物を發見する爲めに進で中立國船舶を搜索せざるを得ず、是れ本問題の自ら生じたる所以なりと説明したり。(註八) 然れども對手國の貨物を發見する爲めに中立國船舶を搜索するの慣例を生じたる最初の時期を定むるは *Hautefeuille* 自身も之を不可能とする所なり。

(註八) *Histoire du maritime international*, pp. 134-135.

今日より考證し得べき限りに於て此慣例の存在を積極的に證する最初の記録は有名なる *Consolato del mare* に外ならず。(註九) 而して此海上法規全集は十九世紀中に於ける海上法の大家たる *Pardessus* の説に據れば早くも十三世紀の終り遅くも十四世紀の半ばに出版せられたるものなりと云ふと雖も該全集に記する所は固より之に依て新規なる慣例を創設したるに非ずして其編纂の時代より尙ほ遙に以前の時代以後存在したるものを集録したるに外ならざるが故に中立船内の敵國貨物搜索の慣例が *Consolato del mare* の出版せられたる十三四世紀頃よりも以前に存したることは之を推知するを得べしと雖も其起源は今に於て之を確

むるに由なし

(註九) Consolato del Mare が中世紀頃地中海沿岸諸國にて行はれたる海上通商に關する規則慣例の全集にして初めて西班牙 Barcelona にて出版せられ Lo Livre de Consolat (領事館用書) の名に依て呼ばれ現に巴里の Bibliothèque Nationale に其原本を藏すること余が滬に三田學會雜誌昨年十月號「和蘭護送船問題と軍艦護送の變遷」(一)中に略記したる所なり。

依て Consolato del Mare に記する所を見るに中立船内の敵國貨物は拿捕せらるゝものにして該中立船の船長は交戰國一方の軍艦に依て訊問せらるゝときは其船内に交戰國他方に屬する貨物を搭載せるや否やを確答し若し之を搭載するときは該貨物を引渡す爲めに軍艦の引致する港に隨航せざる可からず。若し之に應ぜざる場合は軍艦は該船を撃沈するの權利を有す可し。中立船は右敵國貨物を引渡したる後他の無碍なる貨物と共に解放せられ且つ拿捕貨物の運賃を支拂はるゝものとす。即ち同書第二百七十六節に規定する所左の如し。

海上航行中の軍艦が商船に出會したるとき……該船は中立國に屬すと雖も其船内に敵に屬する貨物を搭載する場合軍艦指揮官は該船に命ずるに其敵に屬する貨物を引渡すことを以てするを得。但し指揮官は該船長が貨物を目的

地に運送することに依て得べかりし一切の運賃を支拂ふことを要す……若し船長にして其船内の敵國貨物を指揮官の命じたる安全の地に運送することを拒絶したるときは指揮官は其船内の人命の安全を保したる上該中立船を撃沈することを得べし……但し載貨の全部又は其大部分が敵に屬する場合には限る。

然らば右に記するが如き慣例を認めたる國際條約が當時存在したる實例ありやと云ふに Hautefeuille の研究に據れば南歐の海上諸國間には中世を通じて一も此種の條約を發見することなきに反し北歐の諸國間には條約中に右の原則を認めたる實例に乏しからすと云へり。彼は此事實を説明して地中海沿岸の住民は昔より共通の法規即ち羅馬法に慣れたるを以て特に條約を作ることとを要せずして此原則を實行したるに對し大西洋及び北海沿岸の人民は此共通の要素を缺ぐを以て他國の慣例を採用し條約に依て之を盟認するに至りたるものなりと解したり。(註一〇)

(註一〇) Histoire du maritime international, p. 127.

Consolato del Mare の原則を採用して中立船内の敵國貨物を沒收することを認めたる最初の條約は一四〇六年、英國王と Bourgogne (Burgundy) 公との間に締結せられたるものにして後屢々改訂せられたる中に就き一四一七年、二六年、及び七八年の條約は特に著名なり。即ち該條約に據れば敵國貨物は沒收せらる可きものにして中立船長は其船内に此種の貨物を搭載するときは其事實を軍艦に報ず可きものとせられたり。一四六〇年英國は又ゼノアと同様の條約を結びたり。是れ英國が一八五四年クリミア戦争の當時まで一貫して支持したる所の主義なり。

中立船内の敵國貨物に就て Consolato del Mare の認むる原則は大要斯の如くなりとして然らば敵船内の中立貨物に就て同書の記する所は如何と云ふに其第二百七十四節は中世に於ける南歐諸國民の慣例を規定したり。即ち其規定に據れば該中立貨物は之を其持主に還付す可きものと爲さるゝに止まらず若し其搭載する中立貨物の量が敵國貨物に比して著しく多きときは其貨主は該敵船及び該敵國貨物を贖ひて隨意に之を回航することを認められたり。其本文左の如し。

敵に屬する船舶が中立國に屬する貨物を搭載したるとき其貨物の全部もしくは

は一部を所有する貨主は軍艦指揮官の許諾を得て相當の代價を拂ひて該船を贖得することを得べし。然れども若し貨主にして指揮官の指定する代價にて之を贖得することを肯せざるときは指揮官は之に拿捕兵員を乗組ましめ該船を武装せしむることを得る港に回航せしむ可し。貨主は之に對し貨物が目的地に運送せられたると同様に運賃を支拂ふの義務あり。

是れ中立船内の敵國貨物に對するものと全く反對なる取扱ひを爲すものと云ふ可し。然れども Consolato del Mare が中立船内の敵國貨物及び敵船内の中立貨物に對する交戰國捕獲權の有無を定めたるには自ら一定の主義あるを認めざる可からず。即ち其貨物の敵性を有するや將た中立性を有するやに依て捕獲權の有無を定めたるものにして該貨物を搭載する船舶が敵性を有するや將た中立性を有するやは之を問はざるものなり。即ち中立船内の敵國貨物は敵性を有するを以て拿捕沒收せらるゝに反し敵船内の中立貨物は中立性を有するが故に捕獲を免せらるゝものなり。而して貨物の國性は其所有者の敵性を有するや將た中立性を有するやに依て定めらるゝものなるが故に結局 Consolato del Mare の主義は

貨物所有者の國性の如何に依て捕獲權の有無を定むるものに外ならず。故に余は此主義を略稱して貨主々義と云はんと欲す。

果して然らば中世の頃、南歐諸國民間に行はれたる慣例は貨主々義を採用したるものなることを推知するを得べし。然らば北歐諸國民間に於ても此主義が一般に認められたりやと云ふに少なくとも敵船内の中立貨物に對する取扱ひに關しては貨主々義に全く反對したる慣例の存したるを證す可きものあり。即ち一四六八年七月二日英國王エドワード三世と Bretagne 公フランスアとの間に締結せられたる條約中には敵船内に發見せらるゝ中立貨物は沒收せらる可きを規定したるに徴するときは *Consolato del mare* の主義の北歐には必ずしも一般に行はれざりしものなるを見る可し。而して此英國王と Bretagne 公との間に締結せられたる條約は後に至り「敵船敵貨」(enemy ship, enemy goods)の主義とて敵船内の貨物中、中立性を有する所有主に屬するものありと雖も該貨物は敵船に搭載せられたるの故を以て敵性に感染したるものと見做され拿捕沒收せらる可きものと爲せる後代の新原則の爲めに其先驅を爲すものと認むるを得べし。

AN ECONOMIC INTERPRETATION OF THE SOCIALISTIC MOVEMENTS IN THE UNITED STATES. IV.

Senjiro Takagi.

In the national election of 1906, according to Robert Hunter, the French socialists polled 900,000 votes throughout the country. There were then seventy different federations of various socialist organizations distributed in eighty out of the ninety-seven departments with 52,000 affiliated members. They elected as many as 2,160 municipal councillors, 149 mayors and 219 vicemayors. In the national legislature, moreover, there sat 52 deputies, representing the interests of socialists.¹

Again, compare the American socialist vote with that of the German Social Democratic Party, as given in the following table:²

¹ Socialists at Work, pp. 80-81.

² Barker: Modern Germany, Chap. XIII, p. 296.